

城陽市国民保護計画新旧対照表

箇所	現行	修正後
第1編 第3章 P9	第3章 関係機関の事務又は業務の大綱等 電気通信事業者 西日本電信電話(株) (京都支店) エヌ・ティ・ティコミュニケー ションズ(株) 1 避難施設における電話 その他の通信設備の臨時的 設置における協力	第3章 関係機関の事務又は業務の大綱等 電気通信事業者 <u>NTT 西日本株式会社</u> (京都支 店) <u>NTT ドコモビジネス(株)</u> 1 避難施設における電話 その他の通信設備の臨時的 設置における協力
第2編 第3章 P25	第3章 情報の収集・伝達・提供等の体制整備 2 情報収集・提供等の体制整備	第3章 情報の収集・伝達・提供等の体制整備 2 情報収集・提供等の体制整備 (追加) 運 用 面 ・ <u>SNS 等における流言や誤情報を把握するように努め、確認さ れた場合は市の公式ホームページや SNS 等で速やかに周知す る。</u>
第2編 第6章 P36	第6章 国民保護に関する研修及び訓練、啓発 1 研修 (2) 職員等の研修 ※【国民保護ポータルサイト】 (http://www.kokuminhogo.go.jp/) ※【総務省消防庁ホームページ】 (http://www.fdma.go.jp/)	第6章 国民保護に関する研修及び訓練、啓発 1 研修 (2) 職員等の研修 ※【国民保護ポータルサイト】 (https://www.kokuminhogo.go.jp/) ※【総務省消防庁ホームページ】 (https://www.fdma.go.jp/)
第2編 第8章 P41	第8章 一時滞在者等の保護 1 一時滞在者等への情報伝達体制の構築 (2) 一時滞在者等への情報提供 市は、府と連携し、一時滞在者等への情報を的確かつ迅速に提供 できるよう、情報提供窓口の設置や市ホームページによる情報等の 伝達体制の構築に努めるとともに、放送事業者等へ迅速かつ的確な 情報が伝達できるよう平素から意思の疎通に努める。	第8章 一時滞在者等の保護 1 一時滞在者等への情報伝達体制の構築 (2) 一時滞在者等への情報提供 市は、府と連携し、一時滞在者等への情報を的確かつ迅速に提供 できるよう、情報提供窓口の設置や市ホームページによる情報等の 伝達体制の構築に努めるとともに、放送事業者等へ迅速かつ的確な 情報が伝達できるよう平素から意思の疎通に努める。 <u>また、プッシュ型情報配信サービスの周知に努める。</u>

城陽市国民保護計画新旧対照表

箇所	現行	修正後
第3編 第1章 P49	第1章 実施体制の確立 6 市対策本部の運営に係る留意事項 (2) 通信の確保 ① 情報通信手段の確保 市は、 <u>衛星携帯電話</u> 、携帯電話、 <u>移動系市防災行政無線</u> 等の移動系通信回線若しくは、インターネット、地域防災無線等の固定系通信回線の利用又は臨時回線の設定等により、市対策本部と市現地対策本部、要避難地域、避難先地域等との間で国民保護措置の実施に必要な情報通信手段を確保する。	第1章 実施体制の確立 6 市対策本部の運営に係る留意事項 (2) 通信の確保 ① 情報通信手段の確保 市は、携帯電話、 <u>移動系防災行政無線</u> 等の移動系通信回線若しくは、インターネット、地域防災無線等の固定系通信回線の利用又は臨時回線の設定等により、市対策本部と市現地対策本部、要避難地域、避難先地域等との間で国民保護措置の実施に必要な情報通信手段を確保する。